

福島 雅子

東京国立博物館所蔵「白紫段練緯地葵紋散模様陣羽織」について
—制作時期と形態の再検討を中心に—

福島雅子氏の論文は、東京国立博物館所蔵の「白紫段練緯地葵紋散模様陣羽織」に関するモノグラフで、これまで江戸時代・17世紀の制作ととらえられてきた本作を、桃山時代前期・16世紀後半に位置づけることを試みたものである。

本作は現在、右半身を失うが、葵紋を染めあらわした辻が花染の作品で、附属する豊紙に「徳川家康より前島祐徳が拝領した」旨を伝える墨書銘がある。しかし、拝領の時期や経緯に関する記述はなく、その伝来の詳細は不明であった。

本論は、もとの所蔵者である旧高田藩前島家への取材を含む手厚い考証を通して、はじめその伝世過程を史料によって跡づけた。考証の結果、銘記にみえる前島祐徳は、天正10年〔1582〕に起こった本能寺の変の直後、泉州堺より領国三河へ帰還しようとした徳川家康の逃避行、いわゆる「伊賀越え」の際、家康を背負ってその山越えを助けた家臣であり、この功績により本作は家康より祐徳に下賜され、その後代々、前島家に伝わったものであることが明らかになった。

作品そのものに対する検討は、形態と意匠の両側面から行っている。

形態に関しては、ボタンを多用する点とテープ状の縁取りを施す点に着目し、このような洋装風の仕立てに、南蛮服飾の影響を受けた桃山時代の時代性を指摘する。また、前身頃・前袖の葵紋の向きに統一性がないことと、当初の袖山が前襟に確認されることなどを根拠に、現在の陣羽織の形態が仕立て直しによることを明らかにし、本来は小袖として制作されたものであると推定する。その改作の時期については、陣羽織の形態などから桃山時代とし、前島祐徳への下賜以前に改作された可能性にも言及する。

意匠に関しては、葵紋の配置や表現技法を指標として、徳川家康所用の服飾類のなかでの相対的な位置を検討する。すなわち、家康所用の服飾類のうち、葵紋つきの羽織・胴服類6領、小袖8領との比較を通して、本作がその最初期の様相を示すものであることを論証する。ことに葵紋の配置に関して、家紋配置の定型化、いわゆる「五つ紋」の成立を念頭に置きながら、家康所用服飾類のなかでの本作の歴史的な位置を検討したことは、近世武家服飾の成立の問題を視野に入れた論述として示唆に富むものと言える。

綿密な考証にもとづく史料論と丁寧な観察に立脚した作品論によって構成される本論は、美術史研究の本道を行くものであり、その論証はきわめて説得力に富む。本作を桃山時代前期、天正10年以前に定位するその論旨は、桃山染織史の上に辻が花染の基準作を追加するとどまらず、近世初期における服飾史の展開に新たな視座を提供するものとして高く評価することができる。編纂史料の引用など、史料論の記述になお課題を残すが、戦国乱世の歴史の一齣を伝える伝世過程の解明とともに、本作の美術史的な価値が再認識されたことは、まことによるこぼしい。

以上の理由により、福島雅子氏に『美術史』論文賞を授与し、その功績を称える。